消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十七号

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する政令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民生活審議会令の廃止）

第一条　国民生活審議会令（昭和三十六年政令第百五十五号）は、廃止する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、四二二人」を「一三、四九七人」に改め、同表総務省の項中「五、四二八人」を「五、四二五人」に改め、同表法務省の項中「五二、二九八人」を「五二、二九七人」に、「一一、七三六人」を「一一、七三五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三八、六一八人」を「三八、六〇八人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、九一五人」を「二〇、八九四人」に改め、同表経済産業省の項中「八、六五七人」を「八、六二六人」に改め、同表国土交通省の項中「六一、二一八人」を「六一、二一五人」に改め、同表合計の項中「三〇四、四六八人」を「三〇四、四七四人」に改め、同条第二項の表公正取引委員会の項中「八二三人」を「七七九人」に改め、同表国家公安委員会の項中「七、六六一人」を「七、六六〇人」に、「一、九〇〇人」を「一、八九九人」に改め、同表金融庁の項中「一、四六三人」を「一、四六二人」に改め、同表に次のように加える。

消費者庁	二〇二人

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、四五〇人」を「一三、五二五人」に改め、同表総務省の項中「五、二〇七人」を「五、二〇四人」に、「五、一七六人」を「五、一七三人」に改め、同表法務省の項中「五二、三八四人」を「五二、三八三人」に、「一一、七五〇人」を「一一、七四九人」に、「五二、三一二人」を「五二、三一一人」に改め、同表厚生労働省の項中「五一、八三二人」を「五一、八二二人」に、「五一、四六七人」を「五一、四五七人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、九二一人」を「二〇、九〇〇人」に改め、同表経済産業省の項中「八、七六四人」を「八、七三三人」に改め、同表国土交通省の項中「六一、四二四人」を「六一、四二一人」に、「六一、二九〇人」を「六一、二八七人」に改める。

附則第三項の表平成二十一年八月三十一日までの間の項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十一年九月三十日」に改め、同表平成二十一年九月一日から同年九月三十日までの間の項を削る。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第四条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条―第二十一条」を「第十七条―第二十条」に、「第二十二条」を「第二十一条」に、「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による認定に関すること。

第三条第一項第十一号を削り、同条第二項中「届出」を「協議（不当景品類及び不当表示防止法の規定によるものに限る。）及び届出」に、「及び同項第六号から第十一号まで」を「並びに同項第六号から第十号まで」に改める。

第五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第十一条第二項中「三課」を「二課」に改め、「消費者取引課」を削る。

第十三条第二号中「関すること」の下に「（取引部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十五条第三号中「他課」を「企業取引課」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　不当景品類及び不当表示防止法の規定による認定及び協議に関すること。

第十七条を削り、第一章第三節第三款中第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章中第二十二条を第二十一条とする。

第三章中第二十三条を第二十二条とする。

附則第二条中「第十九条各号」を「第十八条各号」に改める。

（消費者政策会議令の一部改正）

第五条　消費者政策会議令（昭和四十三年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣府国民生活局消費者企画課」を「消費者庁企画課」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第六条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第八条―第十条」を「第七条―第九条」に、「第十一条―第二十条」を「第十条―第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条―第二十四条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十五条―第二十八条」を「第二十四条―第二十七条」に、「第五款　国民生活局（第二十九条―第三十四条）」を「第五款　沖縄振興局（第二十八条―第三十条）」に、「第三十八条―第四十条」を「第三十一条―第三十三条」に、「第四十一条―第四十三条」を「第三十四条―第三十六条」に、「第四十四条―第四十六条」を「第三十七条―第三十九条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第四十条―第四十二条」に改める。

第一条中「四局」を「三局」に改め、「国民生活局」を削る。

第二条中第四十二号を第四十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十四号中「第十五条第七号」を「第十四条第十号」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条中第三十三号を第三十四号とし、第二十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　市民活動の促進に関すること。

第三条第一号ワ中「ための」を「上で必要な」に改め、同号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項